

災害時における消費生活の安定及び 応急生活物資の供給等に関する相互協定書

石狩市（以下「甲」という。）と、協同組合石狩新港卸センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市域内に地震、豪雨、豪雪、暴風その他の異常な自然現象による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して市民生活の早期安定を図ることを目的として、消費生活の安定及び応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力に関する規定は、原則として甲が石狩市災害対策本部を設置し、乙に対し次条に規定する要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は、乙に対してその供給及び運搬についての協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障を来さない範囲で、積極的に努めるものとする。

（物資の実施）

第5条 甲が乙に供給及び運搬を要請する物資は、次に掲げるもののうちから災害の状況に応じて甲が指定する。

- (1) 衣料、日用品などの物資
- (2) その他あらかじめ甲が指定する物資

（要請の方法等）

第6条 第3条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出することができる。

2 甲と乙は、連絡体制等について、災害時に支障を来さないよう日頃から点検改善に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。

（経費の請求）

第8条 前条に規定する経費は、乙が商品の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出

荷確認書等により、甲あてに一括請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、石狩市の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(情報の収集及び提供)

第10条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに積極的に協力するものとする。

(その他必要な支援)

第12条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、これを行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第14条 この協定の実施に関し必要な手続等については、甲乙協議して実施細則に定めるものとする。

平成8年12月19日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 齊 藤 英 二

乙 石狩市新港西1丁目721番地
協同組合石狩新港卸センター

理 事 長 倉 光 康 雄